

令和 2 年12月

東松島市営住宅に応募される皆様へ

◆民法改正に伴う連帯保証人の限度額について

令和 2 年 4 月 1 日から、民法の制度が変わり、連帯保証人へ極度額(保証の上限額)が設定されることになりました。

このため、市営住宅においても、令和 2 年 4 月 1 日以降の入居契約に伴う、連帯保証人には極度額が設定されます。

連帯保証人は、入居の契約から発生する債務不履行(家賃の未払いなど)を、入居者に代わって履行する責任がありますが、今までは無制限(金額の上限がない)の履行責任がありました。

令和 2 年 4 月 1 日以後の入居契約に対する連帯保証人は、極度額の範囲内で履行責任を負うこととなります。

東松島市営住宅の連帯保証人の極度額は 30 万円となります。

◆退去時の原状回復義務には、通常損耗分等も含む項目があります。

(畳、襖、障子など)

令和 2 年 4 月 1 日に施行の改正民法では、入居者(賃借人)の原状回復義務から、通常の使用による損耗と経年変化が除かれることについて明記されました。

市営住宅においては、畳、襖、障子等について、これまでどおり市営住宅条例に基づき、日常生活による汚損や破損(通常摩耗)及び時間の経過による消耗(経年劣化)についても、入居者の方にご負担いただきます。

市営住宅の退去時には、畳、襖、障子等について、通常損耗及び経年劣化も含め、修理費をご負担いただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

問合せ先:東松島市営住宅管理センター

電話 0225-98-7727